



第二次守谷市男女共同参画推進計画



守 谷 市



○守谷市男女共同参画都市宣言

「尊重します。」

ひとりの人間としてのあなたと私とみんなの人権を尊重します。

「めざします。」

ひとりひとりが性別や世代にかかわらず

いきいきと自分らしく生きられる社会をめざします。

「つくります。」

今ここにいるすべての人が手を取りあい

思いやりと活力あふれるまちをつくれます。

水と緑に囲まれた守谷の自然を守り続けていくように

この想いが 未来を担う子ども達の 夢と希望 自由と平和に

ずっとつながっていくことを願い

私たちはここに

「男女共同参画都市」を宣言します。

平成21年3月17日

守谷市

はじめに

市では「緑きらめき 人がかがやく 絆つなぐ まちもりや」を将来像とし、こころ豊かに暮らせるまちを目標に、人権の尊重、自分らしく生きられる社会づくり、思いやりと活力あふれるまちづくりについての取り組みを行い、男女共同参画を推進しています。この目標を実現するために市では男女共同参画推進条例を平成21年4月に施行しました。条例には男女共同参画を進めるための7つの基本理念が掲げられています。



その理念を実現するために、守谷市では平成17年3月に「守谷市男女共同参画推進計画」を策定して事業を推進してきました。この計画期間の終了にあたり、市内の現状を踏まえた上で、このたび男女共同参画社会の実現を目指して「第二次守谷市男女共同参画推進計画」として計画策定しました。

現在、我が国においては女性の活躍が国の成長戦略の中核であるとして、「出産・子育て等による離職の減少」「指導的地位に占める女性の割合の増加」等の取り組みが施策に盛り込まれています。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる社会に向けて、官民一体となって様々な取り組みも進められています。かつてないスピードで変化する社会情勢の中、男女ともに多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けて、守谷市においても市民、事業者の皆様と共に取り組んでいけるよう一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重な御意見、御提言をいただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成27年3月

守谷市長

会田 真一

目 次

●第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の背景	3
(1) 男女共同参画の動き	3
(2) 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画における市の取組状況	5
(3) 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画における課題の把握	6

●第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	8
2. 計画の基本目標	9
3. 計画の体系	10
4. 重点課題の設定	11

●第3章 基本計画

基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり

主要課題1 男女共同参画への啓発・教育の推進	14
主要課題2 メディアにおける男女共同参画の推進	15
主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	16
主要課題4 ライフステージに応じた女性の健康支援	17
主要課題5 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進	19

基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

主要課題1 家庭生活における男女共同参画の促進	20
主要課題2 地域活動における男女共同参画の促進	21
主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	22

基本目標Ⅲ 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり

主要課題1 働く場における男女平等の実現	23
主要課題2 生涯にわたる雇用・就業の支援	24
主要課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	25

●第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制	28
2. 計画の進行管理	28

● 付属資料

成果指標の目標値一覧	32
守谷市男女共同参画推進条例	33
守谷市男女共同参画推進会議設置要綱	37
守谷市男女共同参画推進ネットワーク設置要綱	39
男女共同参画社会基本法	40
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	46
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
男女共同参画に関する世界・国・県の動き	62

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現に向けて、平成17年に「守谷市男女共同参画推進計画」を、平成21年に「守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画」を策定し、市民・事業者・団体等との連携のもと、男女共同参画推進に関する施策を計画的・積極的に推進してきました。

このたび、「守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画」の計画期間が平成26年度で終了するにあたり、今後も引き続き男女共同参画の推進を図るため、「第二次守谷市男女共同参画推進計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の形成の促進に関する市の施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「守谷市男女共同参画推進条例」第8条に基づき策定される計画です。

本計画は、上位計画を「第3次男女共同参画基本計画」、「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」及び「第二次守谷市総合計画」とし、それらの趣旨を踏まえつつ、関連する他の部門の個別計画との整合性を図りながら、「守谷市男女共同参画推進条例」に定めた基本理念の具現化を目指すための基本計画として策定します。

また、本計画の一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

＊社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
国	第3次男女共同参画基本計画					第4次基本計画（H28～32 予定）						
県	茨城県男女共同参画基本計画（第2次）					第3次基本計画（H28～32 予定）						
市	第二次守谷市総合計画基本計画					後期基本計画（H29～33 予定）						
	守谷市男女共同参画推進計画				本計画（H27～29）			第三次計画（H30～34 予定）				

4. 計画策定の背景

(1) 男女共同参画の動き

市では、平成 8 年、総務部企画調整課において男女共同参画への取組みが始まりました。平成 9 年には庁内組織である「男女共同参画推進会議」のほか、市民により構成される「ハーモニー懇話会」を設置し、翌年、企画調整課に女性・国際化推進グループを設置しました（以後、担当課は生活経済部くらしの支援課人権・同和対策室、市民協働推進課活動支援グループ、市民協働推進課協働推進グループへと変更）。

その後、「ハーモニー懇話会」と連携して男女共同参画に関する講演会の開催や、広報もりやへの啓発記事掲載等、市民意識の向上に努めてきましたが、平成 13 年及び平成 15 年に「ハーモニー懇話会」から提出された「計画策定に向けての提言書」を受け、市町村男女共同参画計画[※]策定の準備を進めることとしました。

平成 14 年には、「守谷市総合計画」に「男女共同参画社会の実現」を施策として位置づけ、平成 16 年に男女共同参画に関する諮問機関「男女共同参画推進委員会」を設置し、平成 17 年 3 月に法定計画として「守谷市男女共同参画推進計画」（前期計画期間：平成 17～21 年度）を策定しました。

その後も、平成 21 年に「男女共同参画都市宣言」及び「守谷市男女共同参画推進条例」施行、「守谷市男女共同参画推進計画（後期実施計画）」（計画期間：平成 22～26 年度）を策定しました。平成 22 年には「ハーモニー懇話会」を廃止し、新たな市民主体の実行組織「守谷市男女共同参画推進ネットワーク」を設置する等、市民・事業者等と連携し、男女共同参画推進に関する施策を計画的・積極的に推進しています。

一方、日本は、国連開発計画が発表している、人間開発の達成度合いにおける男女格差を表すジェンダー不平等指数（G I I）では比較的高い順位を保っていますが、世界経済フォーラムによる、経済、教育、保健、政治の各分野における男女格差を表すジェンダー・ギャップ指数（G G I）においては、低い順位で推移しています。

また、国の調査結果からも、第 1 子出産前後の女性の継続就業率は 38%と横ばいであるほか、働いている女性のほぼ 2 人に 1 人は非正規雇用者である等、保健分野や教育分野と比較して、女性の社会進出は進んでいない状況にあることが分かります。

さらに、少子高齢化・人口減少社会の到来や、経済情勢・雇用状況の変化、国際化の進展、人々のつながりの希薄化など、大きく変化する社会情勢を踏まえ、国は、女性の活躍による経済社会の活性化、男性にとっての男女共同参画の推進、地域における身近な男女共同参画などを重要事項として捉えており、市においても、国や県と足並みを揃え、この局面を乗り越えるべく、男女共同参画社会実現に向け、より一層効果的な施策の推進が必要となっています。

※用語 市町村男女共同参画計画／男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 160 号）第 14 条第 3 項に基づき、当該市町村区域における男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する法定計画。同法において市町村の当該計画策定は、努力義務とされている。

■男女共同参画に関する国際的な指数

ジェンダー不平等指数 (GII)
2013 年日本順位 (25 位/152 か国)

健康、エンパワーメント※、労働市場の3つの分野において、人間開発の達成が男女の不等によってどの程度妨げられているか測定する指数 (数値が低いほど男女格差が少ない)。

日本は、妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況などの指標が評価され、比較的高い順位になったと考えられる。

順位	国名	GII 値
1	スロベニア	0.021
2	スイス	0.030
3	ドイツ	0.046
4	スウェーデン	0.054
5	デンマーク	0.056
5	オーストラリア	0.056
7	オランダ	0.057
8	イタリア	0.067
9	ノルウェー	0.068
9	ベルギー	0.068
—	—	—
25	日本	0.138

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)
2014 年日本順位 (104 位/142 か国)

経済、教育、健康、政治の分野ごとのデータから作成され、各分野を総合した平均値により男女格差を示す指数 (0 が完全不平等、1 が完全平等)。

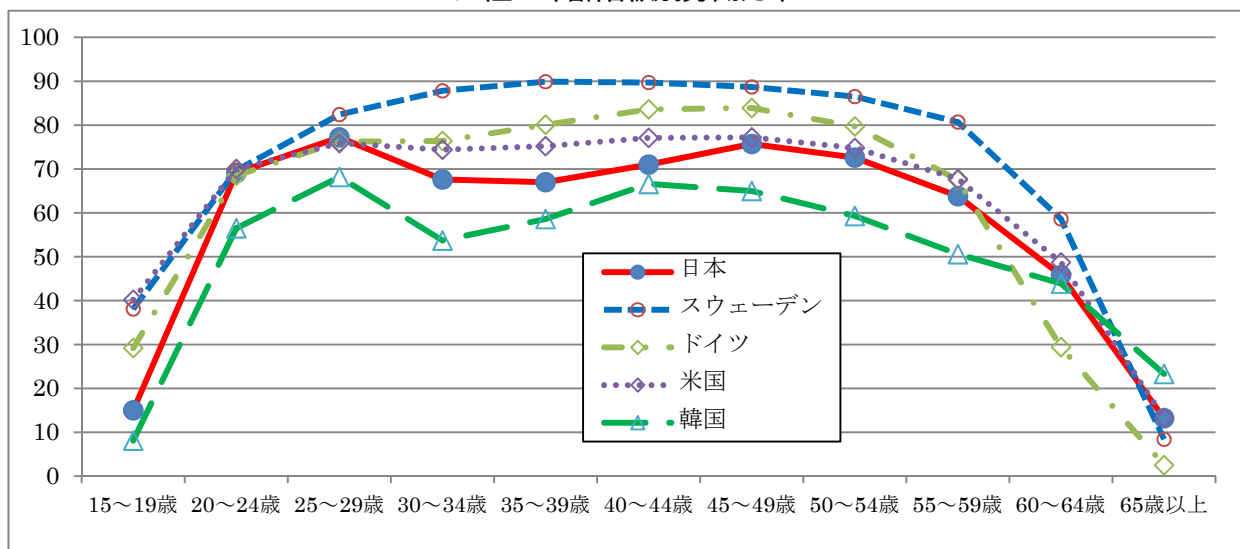
日本は、政治分野における女性の割合や女性管理職の割合の低さなどが反映され、低い順位となったと考えられる。

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.8594
2	フィンランド	0.8453
3	ノルウェー	0.8374
4	スウェーデン	0.8165
5	デンマーク	0.8025
6	ニカラグア	0.7894
7	ルワンダ	0.7854
8	アイルランド	0.7850
9	フィリピン	0.7814
10	ベルギー	0.7809
—	—	—
104	日本	0.6584

(出典：国連開発計画「人間開発報告書 2014」、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」)

■男女共同参画に関する国際的な比較

女性の年齢階級別労働力率



日本や韓国で見られる30歳代を底としたM字カーブは、結婚・出産等を機に就業を中断する女性が多いことを表している。

(出典：「男女共同参画白書 平成24年版」／日本2011年、韓国2007年、その他の国2008年の数値)

※用語 エンパワーメント／女性が力をつけ連帯して行動することによって、自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え

(2) 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画（H22～26）における市の取組状況

基本 目標※1	指標項目	基準値 H20 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 見込	目標値 H26 年度	達成率
1	男女共同参画推進事業への参加者数	190 人	50 人	135 人	170 人	65 人	150 人	300 人	50.0
	男女共同参画推進事業の実施数	3 回	1 回	2 回	1 回	1 回	3 回	3 回	100
	家庭教育に関する事業の実施数	8 回	8 回	10 回	7 回	6 回	6 回	8 回	75.0
	両親学級への家族の参加率（参加した夫の人数／参加者数）	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	100
2	審議会等における女性委員の割合	28. 5%	33. 1%	31. 9%	31. 8%	32. 2%	30%以上	30%以上	100
	市民活動支援センター登録団体数	60 団体	69 団体	82 団体	87 団体	93 団体	95 団体	70 団体	↑
	女性消防団員数	10 人	14 人	13 人	13 人	11 人	15 人	15 人	100
3	女性農業士数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人	66.7
	家族経営協定※2 を締結した家族数	5 家族	7 家族	7 家族	7 家族	7 家族	7 家族	10 家族	70.0
	市男性職員の育児休業取得率	0%	0%	0%	0%	0%	10%	10%	100
	待機児童数（保育所入所を待つ児童）（注）	75 人	134 人 (10)	245 人 (14)	211 人 (8)	183 人 (6)	290 人 (9)	0 人	0
	児童クラブへの入所を待つ児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	100
	もりやファミリーサポートセンター事業※3 登録者数	利用 会員 149 人 援助 会員	856 人	956 人	1,012 人	1,104 人	1,200 人	1,050 人 220 人	↑
	幼稚園預かり保育実施数	6 園	6 園	6 園	6 園	6 園	6 園	6 園	100
4	夢っこひろば・出前広場での保育回数	503 回	660 回	685 回	773 回	733 回	720 回	610 回	100
	生後 4 か月までの全戸訪問実施率	78. 3%	86. 9%	90. 5%	90. 0%	84. 1%	100%	100%	100
	健康教室の参加者数（実人数）	163 人	159 人	204 人	300 人	363 人	500 人	500 人	100
	スポーツフェスティバルの参加者数	4,192 人	5,500 人	2,000 人	2,350 人	584 人	2,350 人	4,500 人	52.2
	出前サロン参加者数	445 人	526 人	545 人	590 人	600 人	600 人	600 人	100

（注）待機児童：市では、認可保育所を入所希望し、入所できなかった児童すべてを待機児童としており、その中には認証保育所へ入所している児童も入っています。一方、国では、認可保育所に入所できなかった児童のうち、認証保育所等へ入所した児童は除外することとしており（①職場託児所 ②認可外保育所 ③職場同伴保育を利用している児童のみを待機児童と定義）、この定義に沿った人数を表中括弧書きで示しています。

※用語 1 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画における基本目標／1 男女が認め合い、尊重しあえるまちづくり 2 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり 3 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり 4 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり
2 家族経営協定／家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう、農業経営を担う世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの
3 もりやファミリーサポートセンター事業／育児の支援を受けたい「利用会員」が、育児の支援をしたい「サポーター会員」のサポートを得て、子育て中の保護者が安心して子育てできるよう地域ぐるみで支援する会員制の事業

(3) 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画（H22～26）における課題の把握

守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画では、4つの基本目標、19項目の数値目標、124項目の具体的事業を定めており、重点的に取り組む課題（重点課題）として、①男女共同参画推進協力組織の設置、②男女共同参画推進条例の周知、③DV※¹ 被害者支援ネットワーク機能の整備、④審議会等への女性委員の積極的登用、⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※²の推進を掲げています。

これらの取組みについては、進捗状況を管理・公表することで着実に推進してはいますが、数値目標未達成項目や市民意識調査、事業者意識調査結果等から、課題が残されていることが分かります。

① 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画推進事業として市が実施する取組み（男女共同参画推進フォーラム、男女共同参画推進絵葉書募集事業）等への参加者は伸び悩み、数値目標としては達成できていない状況にあります。

また、重点課題として掲げた「男女共同参画推進条例の周知」についても、市民意識調査結果からは7割以上の市民の方が「知らない」としており、男女共同参画意識の醸成に係る取組みの推進は、今後も引き続き課題となっています。

② 仕事と家庭・地域生活の両立支援

市では、守谷市次世代育成支援対策行動計画（のびゆく守谷 子ども未来プラン）に基づき、「地域における子育ての支援」や「仕事と子育ての両立の推進」に努めてきましたが、平成25年度末で、認可保育所への利用希望をしているが利用できない児童が183名（うち、国の定義による待機児童は6名）となっており、引き続き待機児童の解消を図っていく必要があります。

また、市民意識調査結果からは、男女共同参画社会の実現に向けて「今後市が力を入れていくべき分野」として、「仕事と家庭生活等の両立支援」があげられており、今後も引き続き課題となっています。

③ 男女がともに働きやすい就業環境・制度の整備

具体的事業の進捗状況からは、計画策定当初から成果が伸び悩んでおり、事業者との連携による就業環境・制度の周知活動は十分でなかった結果となっています。

また、市民意識調査及び事業者意識調査結果からは、男女共同参画社会の実現に向けて「今後市が力を入れていくべき分野」として、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」や「育児・介護休業制度にかかる制度整備」があげられており、市内に多い中小企業の状況やニーズに応じた啓発活動等のほか、市自らが男女共同参画推進モデル事業所となるよう、女性の採用・登用拡大に努めていく必要があります。

※用語 1 DV／配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）では、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動とされる。

2 ワーク・ライフ・バランス／国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、「守谷市男女共同参画推進条例」第3条に定めた7つの基本理念を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指すものとします。

(1) 男女の人権の尊重

すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、自らの意思と権利が尊重され、個性や能力を発揮できる社会を築いていくことが大切です。

(2) 社会における制度及び慣行についての配慮

すべての人が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行に影響されず、自分らしい生き方を選択できる社会を築いていくことが大切です。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が、市や事業所・市民活動団体など、自分の関与する団体等において運営等の方針を立案・決定する際に、対等な立場で意見を言える社会を築いていくことが大切です。

(4) 家庭生活と社会活動の両立

すべての人が、子どもの養育や家族の介護など、家族の一員としての役割を協力して行い、仕事や地域活動などの社会活動にも対等に参画できる社会を築いていくことが大切です。

(5) あらゆる教育の機会における男女共同参画の推進

すべての人が、性別による固定的な役割分担意識を持つことがないよう、あらゆる教育の機会において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われる社会を築いていくことが大切です。

(6) 生涯にわたる健康への配慮

すべての人が、互いの身体的特徴を理解した上でいたわりあい、妊娠・出産においても互いの意思を尊重し、生涯にわたって健康で健全な生活ができるよう配慮しあえる社会を築いていくことが大切です。

(7) 国際的視野での協調

男女共同参画の取組みは国際社会の取組みと密接な関係にあることと、今後の地域の国際化の進展を考慮し、世界や国、県の動向に留意した広い視野に立って、「男女共同参画社会」を築いていく必要があります。

2. 計画の基本目標

本計画では、7つの基本理念を実現するために、以下に示す3項目のまちづくりを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり

男女平等に関する意識啓発分野です。

社会を構成する一人ひとりに対して、男女平等や、あらゆる分野における男女共同参画に関する理解を促すことで、男女共同参画社会実現のための基盤づくりに努めます。

基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

家庭生活・地域活動の場及び市政運営における男女平等の取組み分野です。

男性の家庭参画，地域活動への参画機会の提供や女性の登用促進を通して、誰もが男女共同参画の視点を持って主体的に活躍できる社会の構築を目指します。

基本目標Ⅲ 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり

雇用・就業の場での男女平等の取組み分野です。

性別により差別されることのない職場環境づくりや、多様な働き方を可能とする情報提供，ワーク・ライフ・バランスの周知を促すことで、誰もが意欲を持って就労することのできる社会を目指します。

3. 計画の体系

基本目標	主要課題	施策
I 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり	1. 男女共同参画への啓発・教育の推進	(1) 男女共同参画に関する学習機会、情報の提供 (2) 男女平等を推進する教育、学習の充実
	2. メディアにおける男女共同参画の推進	(1) 広報活動・刊行物等（メディア）における表現の徹底 (2) 情報を活用できる能力（メディアリテラシー）の向上促進
	3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) DV防止対策の推進 (2) DV相談体制の整備 (3) DV被害者保護、支援の推進
	4. ライフステージに応じた女性の健康支援	(1) 母性の保護と母子保健の充実 (2) 中高年齢期における女性の健康の保持・増進
	5. 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進	(1) 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進
II 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり	1. 家庭生活における男女共同参画の促進	(1) 男性の家庭参画に関する相談、学習機会等の提供
	2. 地域活動における男女共同参画の促進	(1) 市民活動における男女共同参画の促進 (2) 女性の視点を取り入れた防災体制づくり
	3. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	(1) 審議会等への女性の積極的登用
III 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり	1. 働く場における男女平等の実現	(1) 雇用の場における働きやすい環境の整備 (2) 自営業における働きやすい環境の整備
	2. 生涯にわたる雇用・就業の支援	(1) 多様な就業形態における労働条件の整備 (2) 就業・起業に関する支援
	3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援 (2) ワーク・ライフ・バランスのための介護等支援 (3) ワーク・ライフ・バランスのための市民、事業者等への働きかけ

4. 重点課題の設定

重点課題は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に於いて、計画を効果的に推進するため、特に力を入れて取り組むものです。

本計画では、国や県の動向や、市の後期計画達成状況及び市民意識調査等を踏まえ、以下のとおりとします。

重点課題Ⅰ 男女共同参画に対する理解の促進

性別による固定的な役割分担意識は、男女が、自らの意思によって個性や能力を発揮して生きていける社会を構築する上での妨げとなっています。

このため、あらゆる場面で男女共同参画に関する意識啓発に取り組むことは、男女共同参画社会実現に向けた基盤づくりにつながります。

重点課題Ⅱ DV被害者の保護、支援に向けた体制整備

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。被害者の個人の尊厳を傷付けるばかりでなく、男女が対等な立場で自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

このため、被害者の心身の安全確保と、自立に向けた支援を行えるよう、連携体制の一層の強化が必要です。

重点課題Ⅲ 女性の活躍の促進

国は、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標達成に向け、行政・政治・経済分野においてポジティブ・アクション^{※1}導入の検討を要請しています。

市においても、審議会等への女性参画促進や女性の積極的な採用・登用を推進するほか、企業に対しても各種情報を提供するなど、女性の活躍を促進することが必要です。

重点課題Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに、やりがいや充実感を持って働きつつ、ライフステージ^{※2}に応じていきいきと活動するためには、仕事や家庭・地域生活のバランスを図ることのできる環境づくりが重要です。

このため、市民の誰もが多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進が必要です。

※用語 1 ポジティブ・アクション／様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する「積極的改善措置」のこと

2 ライフステージ／人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階

「みんながいそいそと暮らせる ♪ 男女共同参画社会に関する絵てがみ」
平成26年度最優秀賞作品



【小学生の部】 ^{くらた えんぞう} 倉田 円造 さん



【中学生の部】 ^{ほそだ れん} 細田 濤 さん



【一般の部】 ^{おおひら きょうこ} 大平 京子 さん

第3章 基本計画

基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり

■主要課題1 男女共同参画への啓発・教育の推進（重点課題Ⅰ）

性別による固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画に関する正しい理解を広めます

【現状】

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、学校教育の場では 58.5%、地域活動の場では 44.1%の市民が平等と感じていますが、それ以外の分野では不平等感がやや強くなっています（家庭生活 39.1%、職場 19.7%、政治 15.7%、社会通念 16.0%）。

一方で、性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合は年々上昇しています（H24：70.4%⇒H25：75.2%）。

【課題】

男女共同参画意識の醸成に係る市事業への参加者は伸び悩んでおり、一層の意識啓発活動が課題です。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
A	男女共同参画推進事業への参加者数	市民協働推進課	1,350 人	1,500 人
B	男女共同参画についてのHP閲覧回数	市民協働推進課	726 回	800 回
C	性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合	市民協働推進課	75.2%	75.0%(※)

※成果指標Cの目標値は、第二次守谷市総合計画において定めた数値となっています

施策1 男女共同参画に関する学習機会・情報の提供

性別による固定的役割分担意識を解消できるよう様々な場面で意識啓発に取り組みます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
1	広報紙、情報紙等による情報提供	広報もりや、情報紙「あんだんて」、市HPを活用し、男女共同参画に関する意識啓発と情報を提供する。	市民協働推進課
2	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関するフォーラム及びセミナー等を開催する。	市民協働推進課
3	男女共同参画に関する啓発図書・ビデオ等の整備	男女共同参画啓発図書・ビデオ等の充実に努める。	中央図書館

施策2 男女平等を推進する教育・学習の充実

未来を担う子どもたちに、男女共同参画に関する正しい理解を広めます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
4	教育活動を通じた男女平等教育の実施	全教育活動を通して「男女仲よく協力し合い、助け合う」「男女は互いに異性についての理解を深め、相手の人権を尊重する」意識を育む。	指導室

5	技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	性別による固定的な役割分担意識を持つことがないよう、木工作業、調理実習、裁縫などの作品制作を実施し、生活能力を高める。	指導室
---	-----------------------	---	-----

■主要課題2 メディアにおける男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った情報提供・発信を行います

【現状】

メディアからの情報は、市民の意識形成に大きな影響を与えています。そのような中、市民意識調査によると、メディアにおける性・暴力表現について問題があると思う市民の割合は多くなっています（88.9%）。

【課題】

市のメディアにおいても、男女共同参画の視点に立った内容や表現での情報発信をする必要があります。

また、様々な情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー^{※1}）が必要であり、特に子どもの能力の向上が必要です。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
D	小中学校における児童・生徒・保護者を対象とする携帯電話・スマートフォン等のICT ^{※2} 使用に関する啓発事業開催数	指導室	22回	24回

施策1 広報活動・刊行物等（メディア）における表現の徹底

男女共同参画の視点に立ち、市情報の発信を行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
6	市広報紙、刊行物、SNS ^{※3} 等における人権を尊重した表現の配慮	広報紙、刊行物、SNS等において市情報の発信を行う際に、男女の人権を尊重した適切な表現を行えるよう配慮する。	秘書課
7	市ホームページにおける人権を尊重した表現の徹底	市HPにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	企画課
8	有害図書等の設置に対する訪問指導の実施	自動販売機の設置者、コンビニエンスストア等の訪問指導を行う。	生涯学習課

※用語 1 メディア・リテラシー／メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスして活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力
2 ICT (Information and Communication Technology) ／情報や通信に関する技術の総称。IT (Information Technology) がコンピューター関連技術を総称するのに対し、コンピューター技術の活用に着目する場合に用いられる。
3 SNS (Social Networking Service) ／登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

施策2 情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）の向上促進

与えられた情報を主体的に読み解く能力向上のための支援を行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
9	市民参加型シティ・プロモーション※の展開	イベントの活用やもりや市民大学との連携等により、市民とともにシティ・プロモーション活動の展開に取り組み、メディア・リテラシーの向上を図る。	秘書課
10	児童・生徒に対する、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）教育の実施	メディアとの関わりが不可欠な現代社会において、メディアを通じてコミュニケーションを図る能力を身に付ける。	指導室

■主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（重点課題Ⅱ）

男女間におけるあらゆる暴力を予防し、根絶します

【現状】

市民意識調査によると、配偶者などから身体的暴力を受けたことがある市民は6.2%、精神的暴力を受けたことのある市民は19.5%で、経済的・性的暴力を合わせると、33.1%の市民が配偶者などから何らかの暴力行為を受けたことがあるという結果となっています（H15年度調査時は28.5%）。

また、市民から寄せられるDVに関する相談内容も、複雑化・深刻化しています。

【課題】

個人の問題として潜在化しやすいDVは、重大な人権侵害であることを周知し、社会認識の徹底を図るとともに、被害者支援などの取組みを市全体で総合的に推進していく必要があります。

【成果指標】

	指標名	担当課	基準値（H25）	目標値（H29）
E	DVが人権侵害だと理解している市民の割合	市民協働推進課	—	100.0%

施策1 DV防止対策の推進

DVに関する情報提供や啓発活動を行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
11	DV防止に関する啓発活動の実施	配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底する。	市民協働推進課
12	DV相談窓口の周知	DV相談に関する窓口を記載したチラシ等を活用し、相談窓口の周知に努める。	市民協働推進課

※用語 シティ・プロモーション／地域の魅力を磨きあげ、様々な地域資源を内外に向けてアピールすることなどで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを国内外に売り込むこと

施策2 DV相談体制の整備

DV被害者の早期発見、早期対応に努めます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
13	庁内関係部署との連携体制の強化	DV対応がスムーズにいくよう、関係する部署との連携体制を強化し、早期発見、早期対応につなげる。	市民協働推進課
14	DV被害者に接する職員の研修への参加	県等が主催するDV関連研修へ積極的に参加し、職員の意識向上を図る。	市民協働推進課

施策3 DV被害者保護、支援の推進

被害者の安全確保とその後の自立支援を切れ目なく行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
15	緊急保護を求めるDV被害者への支援	被害の拡大を防ぐため、各種関連機関と連携を取り、被害者支援に努める。	市民協働推進課

■主要課題4 ライフステージに応じた女性の健康支援

男女の身体的性差についての理解を広め、女性のライフステージに応じた健康づくりを支援します

【現状】

市では、心身ともに健康だと感じている市民の割合は7割、乳幼児健診受診率も9割以上を維持しています。一方、出産年齢は高齢化傾向にあり、妊娠中から医療機関と連携して心と身体の健康管理を必要とする母親が増加しているほか、子育て中の母親からの相談も増加しています。

また、中高年齢期における女性の健康づくりにおいては、健康づくりのための講座や各種健診を実施していますが、がん検診の受診率が低い傾向にあります。

【課題】

引き続き、男性と異なる健康管理が必要となる女性の健康を守るために、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※」が重要な概念であることを踏まえ、ライフステージに応じた健康施策を進める必要があります。

特に、妊娠から出産・育児期においては医療機関や小中学校、児童福祉課等と、思春期においては小中学校等の関係機関との連携により、途切れることなく母親の育児不安解消に向けた支援を行うことが必要です。

※用語 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）／1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題等が幅広く議論されている。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
F	生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問実施率	保健センター	87.3%	100.0%
G	子宮がん・乳がん検診受診率	保健センター	10.0%	50.0%

施策1 母性の保護と母子保健の充実

妊娠、出産、育児期まで、母性保護に向けた支援を切れ目なく行うとともに、若い世代に向け、男女の身体的性差及びそれを踏まえた健康管理についての知識を普及します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
16	母性健康管理に関する情報の提供	妊産婦が安心して働ける職場づくりを促進するため、母性健康管理に関する情報を提供する。	保健センター
17	母子の健康に関する広報の実施	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知する。	保健センター
18	母子保健サービスの充実	妊婦及び幼児を持つ家族が育児に関して正しく判断し、実践かつ自立でき、健康的な育児環境を保持できるようにするため、乳幼児健康診査、新生児訪問、乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種などを実施する。	保健センター
19	子育ての悩み・不安に対する相談体制の充実	個別相談や育児健康相談会、各種教室などを通して、保健師、栄養士、臨床心理士及び心理判定員、精神保健福祉士などが、母親の子育て中の悩みや不安の軽減を図る。	保健センター
20	不妊治療に対する助成や相談対応の実施	未婚化や晩婚化に伴い「高齢出産」や「不妊治療」を受ける女性が増え、経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費の一部を助成する。また、専門的な相談窓口として茨城県不妊専門相談センターの情報を提供する。	保健センター
21	中学校での生活習慣病予防講演会の実施	若い世代に生活習慣病についての正しい知識を持ってもらうため、市内中学校で、子宮頸がん等の予防に関する講演会を実施する。	保健センター
22	小中学校での性教育教室の実施	児童生徒に互いの身体的性差についての正しい知識を持ってもらうため、命の大切さや性教育、性感染症などをテーマとした出前教室を実施する。	保健センター
23	発達段階に応じた適切な性教育、保健安全教育の充実	児童生徒が心身の健康についての正しい知識を習得し、互いの身体的性差についての理解を一層深めるようにするため、体育科及び保健体育授業内容の充実、学校行事として性教育講演会の実施などに取り組む。	指導室

施策2 中高年齢期における女性の健康の保持・増進

中高年齢期における女性の健康の管理、改善のために、特に子宮がん及び乳がん検診の受診を促します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
24	子宮がん及び乳がん検診事業	り患数・死亡数が多く、女性特有の子宮がん及び乳がんについて、予防策として検診の周知を強化し、女性の受診を促す。	保健センター

■主要課題5 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

男女共同参画に係る国際的な規範や基準を周知し、それを踏まえた施策を推進します

【現状】

国の男女共同参画の推進に向けた取組みは、国際婦人年（昭和50年）以降に国連が中心となって進めてきた女性の地位向上に向けた取組みと連動する形で行われています。

県、市においても、国の動向を踏まえ、各種施策を推進してきました。

【課題】

国際的な動向を踏まえて施策を実施することと、国際社会における男女共同参画の推進に関する取組みや現状について市民に知ってもらうことが必要です。

【成果指標】

	指標名	担当課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
H	男女共同参画に関する国際的情報の提供回数	市民協働推進課	0回	3回
I	女子差別撤廃条約 ^{※1} を知っている市民の割合	市民協働推進課	—	50.0%

施策1 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

男女共同参画に関する国際的な動向についての理解を広めます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
25	国際的な男女共同参画活動に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する諸外国の現状や国連などを中心とした国際的な活動について、インターネット等を活用して情報を収集し、市民に提供する。	市民協働推進課
26	「ハーモニーフライトいばらき ^{※2} 」への参加促進	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、県主催ハーモニーフライト事業への参加を促進する。	市民協働推進課

※用語 1 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）／1979年12月、第34回国連総会において日本を含む130か国の賛成によって採択、1981年9月に発効（2012年6月現在の批准国は187か国。日本は1980年7月に署名、1985年6月に批准）。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、政治的・公的・経済的・社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求める。

2 ハーモニーフライトいばらき／新しい茨城づくりのために国際的視野と指導力を持って政策・方針決定過程に参画し、地域における活動の核となる女性リーダーを育成するために茨城県が主催する研修事業

基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

■主要課題1 家庭生活における男女共同参画の促進

家族が協力して家事を行うことの必要性和責任の重要性について理解を広めます

【現状】

市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識に同感する割合は、女性(28.3%)より男性(34.3%)が高いほか、「女性は仕事を持っても家事や育児等をきちんとすべきである」という考えに同感する割合も、女性(35.4%)より男性(42.3%)の方が高いという結果になっています。

また、「男女ともに仕事と家庭生活等を両立するために必要なこと」という問いに対しては、「家事等の分担について夫婦や家族間で話し合い協力すること」という回答が最多(554人)となっています。

【課題】

男性の固定的な役割分担意識からの脱却や、男性の家事・育児などへの参画促進について、男性の理解をより一層深めていく必要があります。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値(H25)	目標値(H29)
J	家庭生活に関する教室・講座等への男性参加者の割合	保健センター 生涯学習課 介護福祉課 児童福祉課	26.9%	30.4%
C	性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合(再掲)	市民協働推進課	75.2%	75.0%

※成果指標Cの目標値は、第二次守谷市総合計画において定めた数値となっています

施策1 男性の家庭参画に関する相談、学習機会等の提供

男性にとっての男女共同参画の意義と責任の理解を促進します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
27	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	保健センター
28	家庭教育講座の実施	幼稚園・保育所(園)から中学校まで連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を実施する。	生涯学習課
29	お父さんが参加できる場の提供	父と子のふれあいや男性の家庭への参画を促進するための機会を提供する。	児童福祉課
30	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	介護福祉課

■主要課題2 地域活動における男女共同参画の促進

性別を問わず地域活動に参加し、役割を担う意識を広めます

【現状】

市民意識調査によると、「地域活動をしているか」という問いに対して59.5%の市民がしていないと回答しており、男性（59.1%）、女性（59.8%）による違いはほぼありません。

また、「地域活動のための時間が十分取れているか」という問いに対しては、男女ともに「取れていない」との回答が最多（男性37.1%、女性34.9%）となっています。

【課題】

地域の課題解決に向けた取組みに多様な視点を導入するため、地域における一層の男女共同参画の推進が必要です。

また、東日本大震災の経験を通して、災害対応や復興に、女性の一層の参画が必要であることが、課題として浮上しています。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
K	自治会活動等の地域活動に参加している女性の割合	市民協働推進課	54.9%	55.0%
L	女性消防分団の活動回数	交通防災課	17回	13回 (※)

※成果指標Lの目標値は、通常の活動実績（年10回前後）を踏まえて設定しています（基準年度は、全国大会開催等により活動回数が特例的に多かったため）。

施策1 市民活動における男女共同参画の促進

市民活動の中で男女共同参画の視点を持って取り組めるよう働きかけます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
31	地域における女性リーダーの育成	地域における女性リーダー育成に関する各種研修を周知する。	市民協働推進課
32	市民活動等への参加促進	市民活動支援センター登録団体等の活動を紹介するなど、市民活動のPRに努める。	市民協働推進課
33	交通安全対策活動への女性参画の促進	交通指導隊による市内交通安全対策活動への女性の参画を促進する。	交通防災課

施策2 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

発災時に男女が協力できる体制の構築と、女性の視点を取り入れた災害対策を進めます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
34	防災会議の運営	会議構成員に女性委員が入ることで、女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定・見直しを行っている。	交通防災課
35	自主防災組織等による防災活動への女性参画の促進	地域における自主防災組織等による防災活動への女性の参画を促進する。	交通防災課

■主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (重点課題Ⅲ)

あらゆる分野で男女が多様な視点から対等な立場で参画できるよう、特に政策決定や方針決定の場への女性の参画を促進します

【現状】

市においては、審議会等に占める女性委員の割合（H22：33.1%⇒H25：32.2%）は横ばい傾向にあり、女性管理職の割合（H22：15.4%⇒H25：17.3%）は微増となっています。

一方で、国の第3次男女共同参画基本計画では、ポジティブ・アクションの推進が掲げられ、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略※」では、女性の活躍のために公務員における女性の採用・登用の拡大等の施策を総合的に展開していくこととしています。

【課題】

審議会等への女性委員の登用等、意欲ある女性の活躍の場の確保に配慮していく必要があります。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
M	審議会等における女性委員の割合	総務課	32.2%	34.0%
N	管理職につく市女性職員の割合	総務課	17.3%	30.0%
O	女性委員ゼロの審議会等の割合	総務課	18.0%	14.0%

施策1 審議会等への女性の積極的登用

女性の登用の必要性や効果について周知し、審議会委員等へ積極的に登用します

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
36	審議会等への女性委員の積極的登用	市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、すべての審議会等の女性委員構成割合 30%以上を目標とし、女性を積極的に登用するとともに、女性委員のいない審議会の解消を図る。	総務課
37	市女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置する。	総務課
38	男女均等な職員研修の実施	男女均等に研修への参加を進め、男女ともに自己啓発を積極的に推進する。	総務課
39	女性の人材発掘と情報提供	役職の重複を避け、幅広い分野からの女性の登用を図るため、女性の人材の発掘と情報収集をし、提供する。	市民協働推進課

※用語 日本再興戦略／日本経済の再生に向け、民間投資を喚起する新たな成長戦略として平成25年6月14日に閣議決定された経済再生計画。「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」及び「国際展開戦略」の3つのアクションプランからなり、経済活性化のために「女性の活躍」を中核に位置付け、①女性の活躍促進等に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 ②女性のライフステージに対応した活躍支援 ③男女がともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備 ④「隼より始めよ」の観点から公務員における女性の採用・登用の拡大等の施策を総合的に展開することとしている。

基本目標Ⅲ 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり

■主要課題1 働く場における男女平等の実現

労働者が性別により差別されることのない職場環境づくりを促進します

【現状】

市民意識調査によると、職場における男女の地位の平等感については 19.7%が平等と感じていますが、県（H21：21.0%）や国（H24：28.5%）よりも低い数値となっています。

また、事業者調査によると、女性の役員がいる事業者の割合は 42.7%となっており、県（H21：47.1%）と比較すると低い数値となっています。

国の第3次男女共同参画基本計画ではポジティブ・アクションの推進が掲げられているほか、「日本再興戦略」では、女性の活躍促進等に取り組む企業等に対するインセンティブ付与[※]や、男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境整備等を推進していくこととされており、市としても、企業に向けて、女性の採用・登用の拡大促進についての取組みを推進していく必要があります。

【課題】

事業者におけるポジティブ・アクションの促進や、意欲ある女性の活躍できる環境づくりのために一層の情報提供や周知が必要です。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
P	「職場における男女の地位の平等感」について平等と感じる市民の割合	市民協働推進課	—	25.0%

施策1 雇用の場における働きやすい環境の整備

職場における男女格差や職場内慣行是正のための制度や法令等についての情報を提供し、事業所の男女共同参画に対する理解と実践を促します

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
40	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント ^{※2} 及びパワー・ハラスメント ^{※3} 防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止及びパワー・ハラスメント防止に関する情報提供を行う。	経済課 市民協働推進課
41	事業所・団体への職場内慣行見直しのための情報提供・意識啓発	事業所等における職場内慣行や性別による固定的な役割分担意識見直しのための啓発活動を行う。	経済課 市民協働推進課

※用語

- 1 インセンティブ／金銭的報償、社会的評価、自己実現の場の提供等、人や組織のモチベーションを誘引するもの
- 2 セクシュアル・ハラスメント／継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動
- 3 パワー・ハラスメント／職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること

施策2 自営業における働きやすい環境の整備

家族従業者として働く女性の役割についての意識啓発や、経営への参画を推進します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
42	自営業における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とする自営業において男女が対等に経営参画するための意識啓発を行う。	経済課
43	農業経営に関する方針決定への女性の参画の働きかけ	農業経営において女性の参画が積極的に行われるよう働きかける。	経済課

■主要課題2 生涯にわたる雇用・就業の支援

年代やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、必要な情報提供や相談体制の充実に努めます

【現状】

市民意識調査によると、仕事を辞めた経験は男性（45.3%）より女性（81.6%）の方が多く、その理由は結婚、妊娠・出産、健康・体力の順となっています。

また、市の年少人口割合（H25：16.1%⇒H33：14.4%）や生産年齢人口割合（H25：66.5%⇒H33：63.0%）、老年人口割合（H25：17.4%⇒H33：22.6%）の推計からは、少子高齢化が今後一層進み、労働力も減少していくことが見込まれています。

【課題】

個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを推進し、多様な人材の就業を確保していく必要があります。

【成果指標】

	指標名	担当課	基準値（H25）	目標値（H29）
Q	ハローワーク等からの求人情報提供数	経済課	59回	65回

施策1 多様な就業形態における労働条件の整備

男女がその個性や能力を発揮して自立できるよう、多様な働き方を柔軟に選択できる環境整備についての理解を広めます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
44	労働関係法や労働条件向上に関する情報提供と啓発	雇用の安定・労働時間短縮等の労働条件向上を目指し、国・県等の機関と連携し、事業所等に働きかけるとともに、労働関係法の周知を含め労使双方に情報の提供を行う。	経済課

施策2 就業・起業に関する支援

起業や就業を希望する女性を支援します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
45	関係機関で開催する起業・就労に関する研修及び求人の情報提供	女性の職業能力の向上に向けて関係機関で開催する研修会、セミナー等の情報提供を行う。ハローワーク等の労働機関の求人情報など、就職に関する情報提供を行う。	経済課

■主要課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（重点課題Ⅳ）

男女がともに働きながら地域社会や家庭生活に参画することの大切さについての認識を広めます

【現状】

市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実について、理想は「仕事と家庭生活を両立したい」が最多（27.4%）で、次に「仕事と家庭生活、地域活動、個人生活すべてを両立したい」（22.2%）となっていますが、現実には「家庭生活を優先している」（27.2%）、「仕事を優先している」（26.7%）という結果になっています。

事業者調査によると、ワーク・ライフ・バランスの取組みについての設問に対し、「ワーク・ライフ・バランス自体がよく分からない」という回答が最多（33.3%）となっています。

【課題】

女性の社会進出が急速に進む中、男女ともに理想に応じた調和のとれた生活が送れるよう、仕事と育児や介護等の両立を支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスについての理解を広める必要があります。

【成果指標】

No	指標名	担当課	基準値（H25）	目標値（H29）
R	市男性職員の育児休業取得状況	総務課	0%	10.0%
S	市職員の介護休暇取得状況	総務課	0%	3.0%
T	保育所入所待機児童数	児童福祉課	6人	0人
U	ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合	市民協働推進課	—	50.0%

施策1 ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援

仕事と子育ての両立にかかる負担を軽減するため、地域における子育て支援対策の充実を図ります

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
46	保育所（園）事業内容の充実	多様で質の高い保育サービスを確保し、待機児童ゼロに向け、子育て期の家庭の社会生活を支援する。	児童福祉課
47	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園での預かり保育を実施する。	児童福祉課

48	子育て相談・家庭児童相談の実施	電話や窓口で相談を受けたり、保育所において必要な情報や関係機関の紹介を行う。家庭における児童の健全育成を図るため、児童相談及び指導を行う。	児童福祉課
49	もりやファミリーサポートセンター事業の充実	サービスメニューの充実や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図る。	児童福祉課
50	ひとり親家庭への支援及び情報提供	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに茨城県県南県民センターとの連携を図り、各種制度の案内や情報提供を行う。	児童福祉課
51	放課後子どもプラン事業の充実	【放課後子ども教室】地域の大人と子どもとの交流を図るため、地域住民の参加・協力により子ども達が放課後安全に過ごせる居場所を提供する。 【放課後児童クラブ】保護者の就労等により、放課後に家庭が留守になる小学生を対象に、遊びや集団生活の場を提供する。	生涯学習課

施策2 ワーク・ライフ・バランスのための介護等支援

仕事と介護の両立にかかる負担を軽減するため、介護サービスや相談体制の充実を図ります

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
52	介護に関する支援体制の充実	介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行うなど、支援体制の充実を図る。	介護福祉課
53	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	介護福祉課
54	地域ケアシステム*の充実	高齢者や障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、一人ひとりに福祉・保健・医療の関係者がチームを編成し、地域全体で総合的に各種サービスを提供する。	社会福祉課 介護福祉課 社会福祉協議会

施策3 ワーク・ライフ・バランスのための市民、事業者等への働きかけ

ワーク・ライフ・バランス推進のため、意識啓発に取り組みます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
55	育児・介護休業制度の周知と普及・啓発	育児・介護休業制度について労使双方に十分周知されるよう、国・県等の情報などを活用し、情報提供を行う。	経済課 市民協働推進課
56	市職員への育児・介護休業制度の活用と復帰に向けての研修の実施	男性も女性も不安なく育児・介護休業が取得できる環境をつくとともに、スムーズに職場復帰ができるよう必要な研修を行う。	総務課

※用語 地域ケアシステム／日常生活を送る上で支援を必要とする全ての方々に対し、地域ケアコーディネーターが中心となって、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行う茨城県独自の福祉施策

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、守谷市男女共同参画推進条例第9条に基づき、市の推進体制の充実と、市民及び事業者等と連携した推進体制の整備・充実に努めます。

(1) 庁内推進体制の充実

庁内組織として設置している「守谷市男女共同参画推進会議」において、情報共有と調整を行い、計画を総合的・計画的に推進します。

また、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるため、職員一人ひとりの男女共同参画意識の向上に取り組みます。

(2) 男女共同参画推進委員会の機能充実

守谷市男女共同参画推進条例第15条に基づき設置している「守谷市男女共同参画推進委員会」において、計画の進捗状況や事業の評価など、計画推進に関する重要事項を審議します。

また、委員へ積極的に情報提供を行い、委員会での審議内容の一層の充実を図ります。

(3) 市民、事業者等との連携

計画の推進に市民の声が反映されるよう、市民、事業者、各種団体等との連携を図ります。特に、事業者に対して必要な措置を講じていただけるよう連携を深め、適切な情報提供を行います。

(4) 国、県等関係機関との連携

国、県、その他関係する行政機関と相互に連携を図りながら、先進事例などの情報収集に努めます。

(5) 計画の周知

あらゆる機会を通じて、家庭、地域、職場、学校など、様々な場でこの計画の周知に努めます。

2. 計画の進行管理

計画を実効性のあるものとするため、守谷市男女共同参画推進条例第14条に基づき、施策の実施状況の把握と進捗状況の点検、評価、公表に努めます。

(1) 進行管理

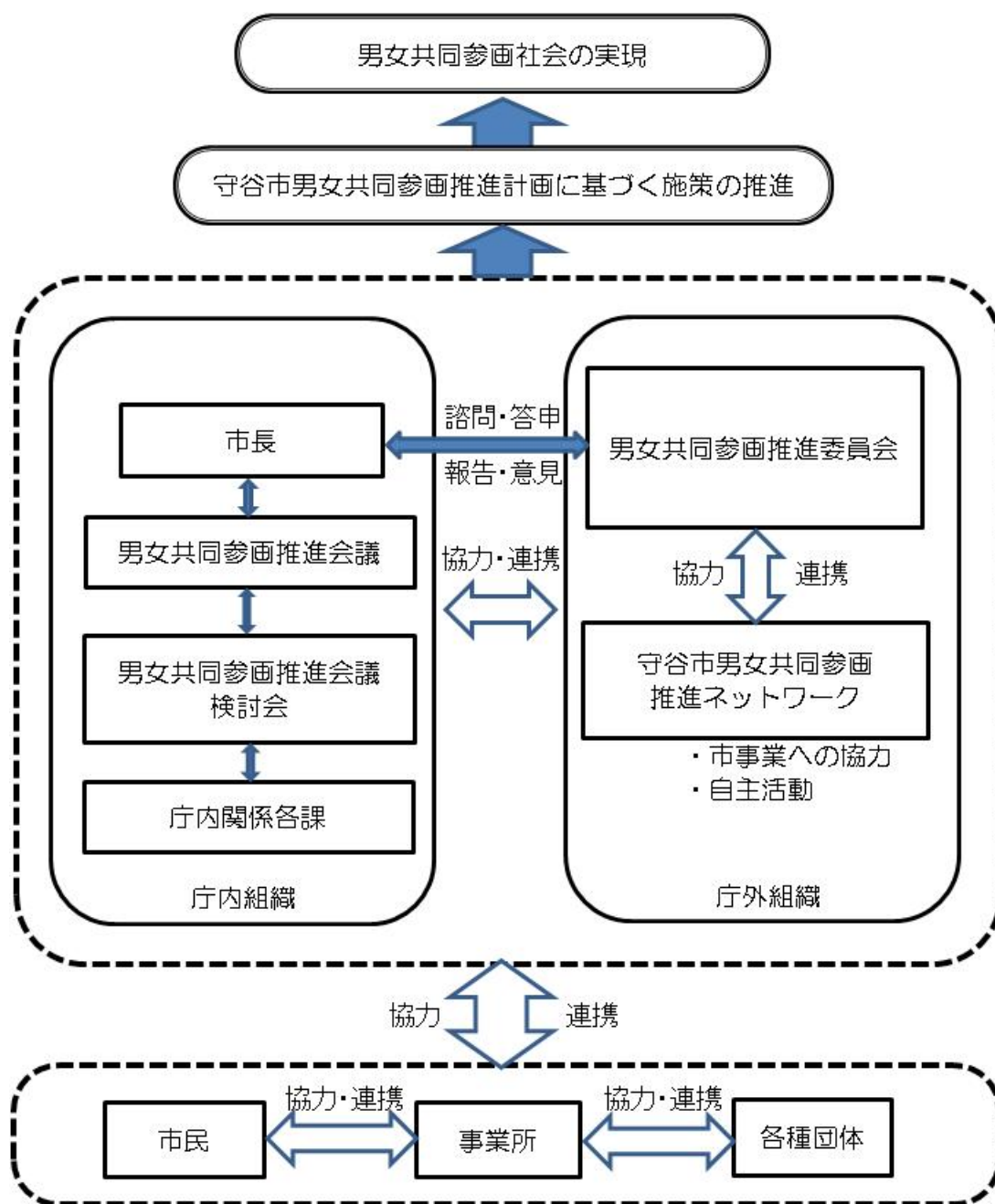
基本計画に記載された成果指標及び具体的事業について、毎年度、担当課に対して実施状況調査を行い、その進捗状況を把握します。

また、その結果について、「守谷市男女共同参画推進委員会」から評価、提言、助言を受けるとともに、「守谷市男女共同参画推進会議」に報告し、次年度以降の施策の推進に反映します。

(2) 実施状況の公表

男女共同参画の推進に資するため、基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、様々な機会を通じて市民に広く公表します。

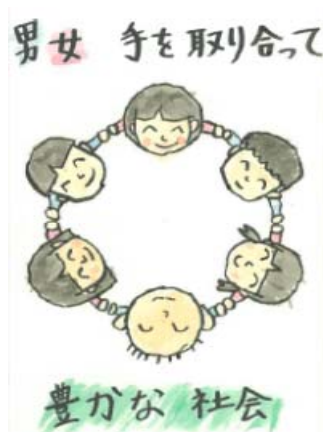
■推進体制図



「みんながいそいそと喜ぶ♪ 男女共同参画社会に関する絵てがみ」
平成26年度優秀賞作品



【小学生の部】 ^{いとう}伊東 ^{しおり}詩織 さん



【小学生の部】 ^{よねむら}米村 ^{そうま}颯真 さん



【中学生の部】 ^{いわき}岩城 ^{ゆうた}勇汰 さん



【一般の部】 ^{こうさか}高坂 ^{かすこ}和子 さん



付属資料

■成果指標の目標値一覧

基本 目標	主要課題	指標項目	担当課	基準値 H25 年度	目標値 H29 年度
Ⅰ	男女共同参画への 啓発・教育の推進	男女共同参画推進事業への参加者数	市民協働推進課	1,350 人	1,500 人
		男女共同参画についてのHP閲覧回数	市民協働推進課	726 回	800 回
		性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合	市民協働推進課	75.2%	75.0%
	メディアにおける 男女共同参画の推進	小中学校における児童・生徒・保護者を対象とする携帯電話・スマートフォン等のICT使用に関する啓発事業開催数	指導室	22 回	24 回
	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	DVが人権侵害だと理解している市民の割合	市民協働推進課	—	100.0%
	ライフステージに応じた女性の健康 支援	生後 4 か月までの乳児家庭の全戸訪問実施率	保健センター	87.3%	100.0%
		子宮がん・乳がん検診受診率	保健センター	10.0%	50.0%
	男女共同参画の視点からの国際的協 調の促進	男女共同参画に関する国際的情報の提供回数	市民協働推進課	0 回	3 回
		女子差別撤廃条約を知っている市民の割合	市民協働推進課	—	50.0%
Ⅱ	家庭生活における 男女共同参画の促進	家庭生活に関する教室・講座等への男性参加者の割合	保健センター 児童福祉課 生涯学習課 介護福祉課	26.9%	30.4%
		性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合（再掲）	市民協働推進課	75.2%	75.0%
	地域活動における 男女共同参画の促進	自治会活動等の地域活動に参加している女性の割合	市民協働推進課	54.9%	55.0%
		女性消防分団の活動回数	交通防災課	17 回	13 回
	政策・方針決定過程への女性の参画 の促進	審議会等における女性委員の割合	総務課	32.2%	34.0%
		管理職につく市女性職員の割合	総務課	17.3%	30.0%
Ⅲ	働く場における男 女平等の実現	「職場における男女の地位の平等感」について平等と感じる市民の割合	市民協働推進課	—	25.0%
	生涯にわたる雇 用・就業の支援	ハローワーク等からの求人情報提供数	経済課	59 回	65 回
	ワーク・ライフ・ バランス（仕事と 生活の調和）の推 進	市男性職員の育児休業取得状況	総務課	0%	10.0%
		市職員の介護休暇取得状況	総務課	0%	3.0%
		保育所入所待機児童数	児童福祉課	6 人	0 人
		ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合	市民協働推進課	—	50.0%

■守谷市男女共同参画推進条例（平成21年守谷市条例第1号）

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条―第14条)

第3章 守谷市男女共同参画推進委員会(第15条―第21条)

第4章 補則(第22条)

附則

私たちは、個人の尊重と男女の本質的平等を定めた日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の理念に基づき、社会のあらゆる分野において、性別や世代にかかわらず、一人ひとりが夢と希望を持ち、自由に自分にふさわしい活動をし、こころの豊かさを実感できる思いやりと活力あふれるまちづくりを目指しています。

守谷市においては、平成17年3月に男女共同参画推進計画を策定し、子育て支援事業や高齢者福祉事業を含めた男女共同参画推進施策を積極的に進めてきました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担意識や、「男だから」「女だから」という理由で、本人が望まない役割を強制されたり、本人がやりたいことが阻害される現実があり、私たちが目指すまちを築くためには、なお一層の努力が必要です。

また、少子高齢化の進行並びに情報化及び国際化の進展をはじめとする、急激な社会情勢の変化に対応するために、男女共同参画の理念を未来を担う子どもたちが教育段階から学び、乳幼児から高齢者に至るすべての人の個性及び尊厳が守られることも重要です。

男女共同参画社会の実現は、守谷市民憲章に掲げる「互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまち」を築くための道しるべです。ここに私たちは、発展を続ける守谷市を見つめるとともに、豊かな自然を守り、よき伝統は文化として育みながら、市民、事業者、市が協働して、地域の特性をいかした男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、守谷市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野(以下「社会分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女間の格差が生じていると認められている部分について、男女のいずれか一方に積極的に機会を提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者及び市内に活動拠点を置く市民活動団体に所属する者をいう。
- (4) 事業者 営利・非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべてのものをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又はパートナー等に対する身体的、精神的、経済的暴力及び当該暴力的行為に付随して生じる乳幼児及び高齢者への暴力的な行為をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、若しくは当該相手方に不利益を与える行為をいう。
- (7) パワー・ハラスメント 就労上、教育上又は能力上の優越的力関係及び世代、性別による意識の相違を背景にして、本来の業務又は指導の領域を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動により、相手方の意欲及び生活環境を害し、又は当該相手方に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が、性別によって差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保され、その人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての配慮 男女が、性別によって慣習的に固定された役割分担にとらわれることなく、自由に自分にふさわしい生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所及び地域その他団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) あらゆる教育の機会における男女共同参画の推進 教育が果たす役割の重要性を踏まえ、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる教育の機会において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われること。
- (6) 生涯にわたる健康への配慮 男女が、互いの性にかかわる身体的特徴について理解し、尊重すると共に、妊娠、出産についての相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康で健全な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (7) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、国及び県の動向のみならず、広く国際社会の動向に留意すること。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、社会分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市、事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)及び事業活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画し、能力を発揮できるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女が共に、職業生活、家庭生活、地域生活等を両立できるよう職場環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、市、他の事業者及び市民が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、地域の実情を踏まえ、男女共同参画の推進に関する総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関し、国、県及び他の自治体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めなければならない。
- 3 市は、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進する職場として、男女が共に働きやすい職場環境の整備等に率先して取り組まなければならない。

(権利侵害の禁止)

第7条 市民の誰もが、社会分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) パワー・ハラスメント

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定をしようとするときは、守谷市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、

市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(推進体制の整備等)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究に努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点機能を整備するよう努めなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び学習機会の提供その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置の実施)

第11条 市は、社会分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(相談及び意見等への対応)

第12条 市は、性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応をするよう努めなければならない。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して市民等からの苦情その他の意見があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするよう努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年1月とする。

(施策の実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 守谷市男女共同参画推進委員会

(設置)

第15条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、守谷市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第16条 推進委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項を審議し、その結果を市長に答申する。

2 推進委員会は、男女共同参画の推進方策に係る事項について適宜報告を受けるとともに、必要に応じ市長に対し提言又は助言を行うことができる。

(組織)

第17条 推進委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

3 委員のうち、2人は公募選出によるものとする。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関及び団体の構成員

(3) 公募委員

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 推進委員会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対し、会議への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(庶務)

第21条 推進委員会の庶務は、男女共同参画行政担当課において行う。

第4章 補則

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(守谷市男女共同参画推進委員会設置条例の廃止)

第2条 守谷市男女共同参画推進委員会設置条例(平成15年守谷市条例第23号)は、廃止する。

(守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和53年守谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

第4条 この条例の施行の際、現に策定されている守谷市男女共同参画推進計画は、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

2 附則第2条の規定による廃止前の守谷市男女共同参画推進委員会設置条例(以下「旧設置条例」という。)

第1条の規定により置かれた守谷市男女共同参画推進委員会(以下「旧委員会」という。)は、第15条の規定により置かれた推進委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際、現に旧設置条例第3条第4項の規定により委嘱された旧委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第17条第4項の規定により、推進委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第18条の規定にかかわらず、旧設置条例第4条の規定により委嘱された旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。

4 この条例の施行の際、現に旧設置条例第5条第1項の規定により定められた旧委員会の委員長及び副委員長に選任された者は、それぞれ、第19条第1項の規定により推進委員会の会長及び副会長に選任されたものとみなす。

■守谷市男女共同参画推進会議設置要綱（平成9年守谷町告示第64号）

（趣旨）

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取・組を総合的かつ効果的に推進するため、守谷市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- （2）男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること。
- （3）男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- （4）その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長には市長を、副会長には副市長を、委員には教育長及び部長職をもって充てる。

（会議）

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

（検討会）

第5条 推進会議に検討会を置く。

2 検討会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）男女共同参画に関する施策の調査、検討
- （2）守谷市男女共同参画推進ネットワークからの提言の検討
- （3）その他推進会議に付議する事項の整理

3 検討会は、委員長及び委員で構成する。

4 委員長には市民協働推進課長を充て、委員は市職員及び社会福祉協議会職員のうちから市長が任命する。

5 検討会は、委員長が招集し、これを主宰する。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、市民協働推進課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年3月29日告示第17号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第19号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日告示第25号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月26日告示第64号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成15年8月21日告示第71号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成17年5月31日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第38号)抄
(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第37号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月6日告示第40号)抄

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

■守谷市男女共同参画推進ネットワーク設置要綱（平成22年守谷市告示第40号）

（設置）

第1条 守谷市男女共同参画推進条例（平成21年守谷市条例第1号）第9条の規定に基づき、男女共同参画の推進に必要な体制として、守谷市男女共同参画推進ネットワーク（以下「推進ネットワーク」という。）を設置する。

（用語）

第2条 この告示において使用する用語は、守谷市男女共同参画推進条例において使用する用語の例による。

（所掌事項）

第3条 推進ネットワークは、男女共同参画の推進のため、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1）市が行う事業への協力
- （2）研修への参加
- （3）啓発及び広報活動
- （4）事業の企画、立案及び実施
- （5）その他市長が必要と認める活動

（組織）

第4条 推進ネットワークの会員（以下「会員」という。）は、公募により市民及び事業者から募集し、市長が委嘱する。

- 2 推進ネットワークは、会員50人以内をもって構成する。
- 3 推進ネットワークは、必要に応じ、研究グループを設けることができる。

（任期）

第5条 会員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、現に任期の期間中にある会員がある場合において委嘱を受けた会員に係る任期は、現に任期の期間中にある会員の任期が満了するときに満了するものとする。

（会長及び副会長）

第6条 推進ネットワークに、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は会員の互選により定め、その任期は会員の任期とする。
- 3 会長は、推進ネットワークを統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第7条 推進ネットワークの庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の規定に基づき初めて委嘱される会員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。
- 3 守谷市男女共同参画推進会議設置要綱（平成9年守谷町告示第64号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
- 4 守谷市ハーモニー懇話会設置要項（平成9年守谷町告示第65号）は、廃止する。

■男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担

等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう

に努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成11法律160）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めらるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年条約第7号）

第34回国連総会（1979年12月）採択

1981年9月発効

1985年6月日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びに全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びに全ての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国が全ての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、全ての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対する全ての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国の全ての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のための全ての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びに全ての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府の全ての段階において公職に就き及び全ての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するための全ての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍

を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) 全ての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとる。

- (a) 全ての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係る全ての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な

場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するための全ての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) 全ての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、全ての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続の全ての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有する全ての契約及び他の全ての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係る全ての事項について女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるための全ての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅く3も三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記

載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するための全ての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、全ての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、全ての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、全ての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回を全ての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章 被害者の保護（第6条―第9条の2）

第4章 保護命令（第10条―第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第34号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害

を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第2号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（1）申立人の住所又は居所の所在地

（2）当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する

必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

■男女共同参画に関する世界・国・県の動き

年号	世界の動き	国の動き	県の動き
1975 (S50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題担当室発足 ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
1976 (S51)	・国連婦人の10年スタート	・育児休業法施行（教職員等） ・民法一部改正（離婚後の婚氏続称制度新設）	
1977 (S52)		・「国内行動計画」決定 ・国立女性教育会館開館	
1978 (S53)			・生活福祉部に青少年婦人課設置
1979 (S54)	・第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択		・婦人問題懇話会設置
1980 (S55)	・「国連婦人の10年」中間世界会議で「国連婦人の十年後半期行動計画プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名 ・民法一部改正（寄与分制度新設）	・担当が婦人児童課に変更 ・第2次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」を明記
1981 (S56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・民法、家事審判法一部改正（配偶者の相続分変更） ・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985 (S60)	・国連婦人の10年ナイロビ世界会議で「世界行動計画」実現期限の2000年までの延長と「2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法、戸籍法一部改正（父系血統主義変更⇒父母両系） ・「女子差別撤廃条約」批准 ・生活扶助基準額の男女差解消	
1986 (S61)		・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法一部改正（婦人の年金権保障） ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参画の促進」を明記
1987 (S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (H1)		・新学習指導要領で「高校家庭科の男女必修化」	
1990 (H2)	・国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・婦人問題推進有識者会議による女性プラン策定に関する提言 ・茨城県女性対策推進本部設置
1991 (H3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	・いばらきローズプラン21策定 ・婦人児童課女性対策推進室設置 ・いばらきローズプラン21推進委員会設置
1992 (H4)		・育児休業法施行（民間企業・国家公務員） ・婦人問題担当大臣設置	

年号	世界の動き	国の動き	県の動き
1993 (H5)	・国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校の技術・家庭科男女共修開始 ・パートタイム労働法施行	・児童福祉課女性青少年室設置
1994 (H6)	・国際人口・開発会議で「カイロ宣言及び行動計画」採択	・高校の家庭科男女必修開始 ・総理府男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部	・福祉部女性青少年課設置
1995 (H7)	・国連人権委員会で「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正（介護休業制度の法制化）	・男と女・ハーモニー週間の設定 ・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」を明記
1996 (H8)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・いばらきハーモニープラン策定
1997 (H9)		・男女雇用機会均等法改正 ・労働基準法改正 ・育児・介護休業法改正 ・介護保険法公布	
1998 (H10)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法（仮称）」答申	
1999 (H11)		・男女共同参画社会基本法公布、施行	・女性青少年課の所属変更（福祉部⇒知事公室）
2000 (H12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」採択	・ストーカー規制法施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・人権教育・啓発推進法施行	・いばらきハーモニープラン後期実施計画策定
2001 (H13)		・内閣府男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「仕事と子育ての両立支援策について」閣議決定 ・配偶者暴力防止法の施行 ・育児・介護休業法改正 ・第1回男女共同参画週間	・茨城県男女共同参画推進条例施行 ・男女共同参画審議会設置
2002 (H14)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	・茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）策定
2003 (H15)		・男女共同参画推進本部で「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になることを目指す） ・女子差別撤廃委員会で「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議 ・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化社会対策基本法施行	

年号	世界の動き	国の動き	県の動き
2004 (H16)		・男女共同参画推進本部で「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 ・配偶者暴力防止法改正	
2005 (H17)	・第49回国連婦人の地位委員会で「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議」成果文書の再確認と実施状況評価・見直し	・男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・女性プラザ男女共同参画支援室開設
2006 (H18)		・男女雇用機会均等法改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・第1次茨城県DV対策基本計画策定 ・茨城県男女共同参画実施計画（平成18年度～平成22年度）策定
2007 (H19)		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・パートタイム労働法改正	・いばらきの快適な社会づくり基本条例策定
2008 (H20)		・配偶者暴力防止法改正	
2009 (H21)		・次世代育成支援対策推進法改正 ・女子差別撤廃委員会からの最終見解	・第2次茨城県DV対策基本計画策定
2010 (H22)	・第54回国連婦人の地位委員会で「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議」成果文書の実施状況評価を実施	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」一部改正 ・育児・介護休業法改正 ・男女共同参画基本計画（第3次）閣議決定	・いばらきの快適な社会づくり基本方針策定
2011 (H23)			・茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン策定
2012 (H24)			・第3次茨城県DV対策基本計画策定
2013 (H25)		・「日本再興戦略」閣議決定（女性の活躍を中核に位置づけ）	
2014 (H26)		・配偶者暴力防止法一部改正 ・男女共同参画会議で「男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組み事項について」決定（都道府県職員の管理職等への女性登用目標の設定等要請）	

第二次守谷市男女共同参画推進計画

発行年月 | 平成27年3月

発行者 | 茨城県守谷市
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
電話 0297-45-1111 (代表)
<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

編集 | 生活経済部市民協働推進課